

船舶事故調査報告書

令和4年1月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年1月27日 08時00分ごろ
発生場所	境港 境港指向灯から真方位281° 120m付近 (概位 北緯35° 32.9′ 東経133° 14.3′)
事故の概要	漁船第七十八千鳥丸 <sup>ちどり</sup> は、離岸操船中、着岸中の漁船第八大岩丸 <sup>おおいわ</sup> に衝突した。
事故調査の経過	令和3年6月14日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第七十八千鳥丸、281トン 140809、一般社団法人しまね水産業構造改革サポート (船舶所有者)、有限会社共幸水産（船舶借入人） B 漁船 第八大岩丸、75トン 132920、有限会社北陽水産
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時、潮流 約0.3ノット（kn）の東流
事故の経過	A 船は、船長Aほか4人が乗り組み、鳥取県境港市入船町の岸壁（以下「本件岸壁」という。）に船首を東方に向けて右舷着けした状態から左回頭しながら離岸し、船首が北方に向いた頃、船長Aが、境水道の中心部に接近しないよう、前進行きあしを止めようとして主機を後進運転としたところ、東に流れる潮流によって圧流され、A船の船尾部がA船の東側に船首を西方に向けて左舷着けで着岸していたB船の右舷船首部に衝突した。 本事故発生場所付近の境水道の幅は約200mである。 A船の他の乗組員は、上架準備に従事していた。 船長Aは、潮流がある場合、他船と十分に距離を取って離岸すればよかったと本事故後に思った。 B船は、本件岸壁に無人の状態に着岸していたところ、A船が衝突した。
分析	A 船は、東に流れる約0.3knの潮流がある中での離岸操船中、船長Aが、前進行きあしを止めようとして主機を後進運転としたとこ

	<p>ろ、B船との距離が近かったことから、本件岸壁に着岸中のB船に向かって圧流され、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件岸壁に無人の状態に着岸中、A船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が東に流れる約0.3knの潮流がある中での離岸操船中、船長Aが、前進行きあしを止めようとして主機を後進運転としたところ、B船との距離が近かったため、本件岸壁に着岸中のB船に向かって圧流され、B船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は離岸操船する際、潮流の影響を考慮し、係留船との距離を十分に確保すること。</li> <li>・ 船長は、離岸操船時に、船首尾配置の乗組員に、係留中の他船への接近状況を報告させること。</li> </ul>